

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年11月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇〇の太陽光発電現場に行った出張命令、公用車使用簿等（H30年9月から現在まで）と報告書含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「〇〇〇の太陽光発電現場に行った報告書（H30年9月から現在まで）」（以下「公文書①」という。）、「県有車両使用簿80-10（9月）、県有車両使用簿9-57（10月）及び県有車両使用簿80-10（11月）」（以下「公文書②」という。）及び「出張命令（H30年9月21日、10月1日、11月5日）」（以下「公文書③」という。）と特定し、公文書①については「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないため。」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、公文書②については公文書公開決定処分を行い、公文書③については条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年12月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月31日（同年4月2日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。（以下「当審査会」という。））に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本来出張したら報告書等はあるべき書類であり、出せ。

2 審査請求の理由

事件になり、逮捕者まで出た事件であり、又私と協議書を制作した中で報告書等がないのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った理由

本件請求における公文書①については、口頭により報告を行ったため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため、条例第12条第3項の規定により、本件処分を行ったものである。

2 審査請求人の主張に関する説明

審査請求人が請求した文書は、不存在であるためである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月31日	諮問
令和6年11月29日 第3部会（第14回）	審議
同 年12月23日 第3部会（第15回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

審査請求人は、「報告書等がないのはおかしい。」と報告書や復命書の存在を主張していると解されるが、出張後の報告書を復命書ということから、公文書の特定については争いがないものと認められる。当審査会としても、実施機関の行った公文書の特定は妥当と判断し、実施機関が本件請求に係る公文書①は不存在であると主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、本件請求における公文書①については、口頭により報告を行ったため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとのことである。

当審査会において、太陽光発電現場調査用務の内容について実施機関に確認したところ、定期的に通常業務として農地転用の許可をした現場の確認を行っているものであり、違反なく計画どおり土地が使用されていたため、口頭による報告を行ったとのことであった。

徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号）第10条第3項では、「職員は、出張から帰任したときは、直ちに上司に口頭をもつてその概要を報告するとともに、週休日、休日及び代休日を除き、五日以内に復命書を作成して、これを提出しなければならない。ただし、上司の承認を得たときは、復命書の提出を省略することができる。」と規定されている。

実施機関の職員が現場確認を行った結果、特に違反なく計画どおり土地が使用されていたということであれば、口頭により報告を行い、上司の承認を得て復命書の提出を省略したとしても不自然なことではないと認められる。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理恵子	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	
橋 本 正 成	弁護士	